

平成18年2月20日

[適用指針]

企業会計基準適用指針公開草案第15号

---

■ 名 前 : 藤井宏澄

---

■ コメント:

草案第26項には、「クレジット・リンク債やシンセティック債務担保証券」について『元利金が保全される高い信用格付け、例えば、複数の格付け機関よりダブルA格相当以上を得ている場合には、組込デリバティブのリスクが当初元本に及ぶ可能性は低いものとして取り扱うことができると考えられる』としていますが、実際には、シンセティック債務担保証券について複数の格付けを取得しているケースはほぼなく、『複数の』は実際上シンセティック債務担保証券への適用を否定してしまう可能性があるのではないのでしょうか？